

# 矢掛町農業ビジョンの概要

将来像

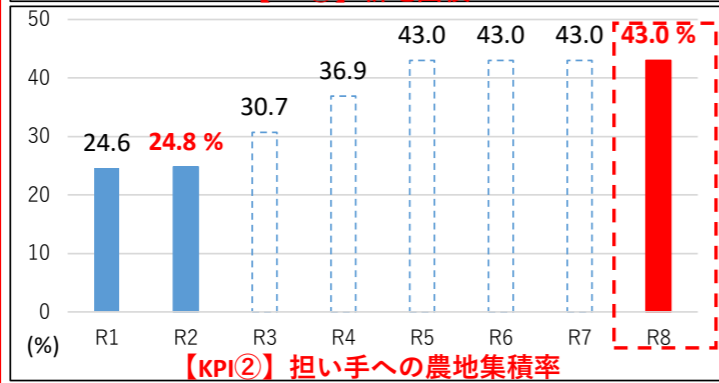
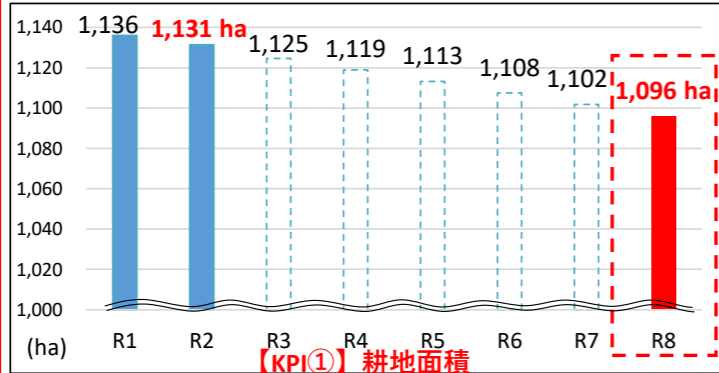
基本目標

基本方針

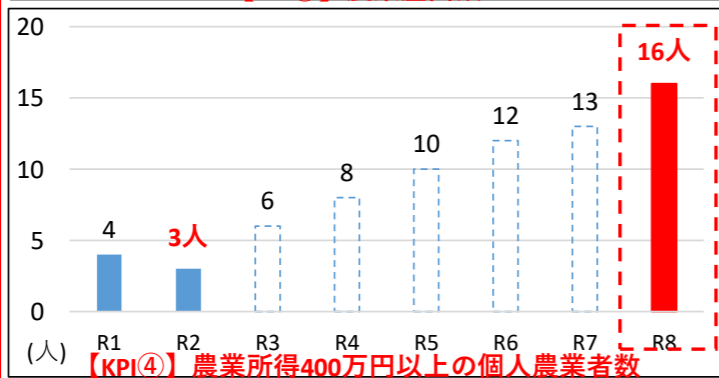
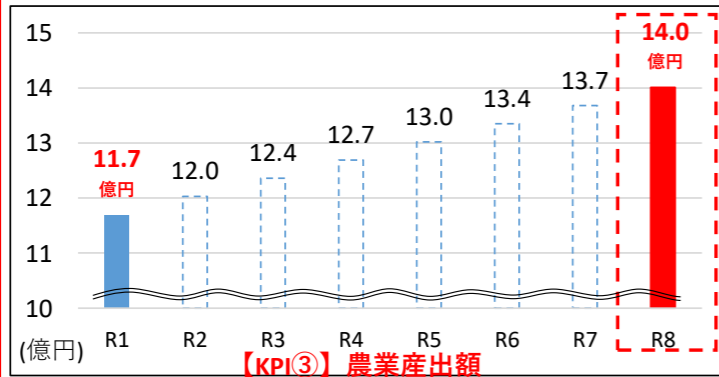
施策

農業の振興でにぎわうまちづくり

## I 農業・農村の多面的機能の維持



## II 儲ける農業の実現



## 1 意欲ある農業者へ農地を集積・集約

【目標数値：現況(R2)→目標(R8)】

①農地中間管理事業(※1)を活用する農地面積  
135ha → 330ha

②農事組合法人数  
5法人 → 8法人

③経営農地10ha以上の経営体数  
9経営体 → 20経営体

(※1)担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構が、農地を貸したい人から借り受け、できるだけまとまった形で担い手に貸す事業。

## 2 担い手の確保・育成

【目標数値：現況(R2)→目標(R8)】

①新規就農研修生数(※2)  
0人/年 → 2人/年

②経営農地1ha以上の町内企業数  
1法人 → 2法人

③認定農業者数  
43経営体 → 60経営体

(※2)アスパラガス、ぶどうについて、先進農家等における農業体験研修を受ける、町内に独立・自営で就農しようとする55歳未満(農家出身は50歳未満)の者。

## 3 高収益作物への転換

【目標数値：現況(R2)→目標(R8)】

①水田での高収益作物栽培面積(※3)  
30.7ha → 41.4ha

②加工・業務用野菜(キャベツ・玉ねぎ)栽培面積  
4.4ha → 8.0ha

③6次産業化支援件数(5か年累計)  
0件 → 3件

(※3)水田で栽培される、地域振興作物(アスパラガス、小菊、リーキ、キャベツ、ズッキーニ、ナバナ、ラークスパー、じねんじょ、いちご、ニンニク、黒大豆)及び玉ねぎの栽培面積をいう。

## (1) 農地中間管理事業の推進

⇒制度周知、出し手・受け手の掘り起こし、課税軽減・協力金交付

## (2) 「人・農地プラン」の実現

⇒地域の話し合いにより定めた「地域農業の将来計画」である「人・農地プラン」の実質化

## (3) 耕作農地の維持・規模拡大への支援

⇒農業委員等によるあっせん、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、鳥獣被害防止対策、スマート農業推進

## (4) 集落営農の組織化・法人化の促進

⇒個別相談による支援

## (1) 新規就農者の確保・育成

⇒情報発信、研修・就農制度の整備、就農後サポート体制整備、空き農地情報等の提供、農地取得条件の緩和

## (2) 農家後継者(兼業農家等)の確保・育成

⇒農業経営相談の受付、子供への教育

## (3) 認定農業者の確保・育成

⇒補助制度等の情報提供、農業経営相談会の開催、農業制度資金による経営支援

## (4) 企業の農業参入への支援体制の整備

⇒農地等の情報提供

## (1) 高収益作物の栽培支援

⇒産地交付金の活用

## (2) 産地ブランド力の強化

⇒矢掛町ブランド認定制度

## (3) 販路開拓・拡大

⇒地産地消の推進、卸売市場への売込、ふるさと納税の充実、道の駅・直売所での情報発信

## (4) 6次産業化への支援

⇒個別相談による支援

## (5) 環境にやさしい農業の推進

⇒啓発活動の推進